

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

○事業者概要

事業者名称	エンゼル薬局
事業所所在地	竹原市下野町3143-6
代表者名	片山物産有限会社 代表取締役 片山康至
電話番号	0846-22-7575

○事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに 基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、エンゼル薬局の 薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

注)居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

○職員等の体制

薬剤師9名、 事務員6名

常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、エンゼル薬局の管理者との業務を可とする。

○営業日時

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始を除く。

○利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費

518円、又は 379円、又は 342円

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

ただし、末期の悪性腫瘍の方又は中心静脈栄養を受けている方、注射による麻薬の使用が必要な方の場合は、1週に2回かつ月に8回を限度。

②オンライン服薬指導を行った場合 1回につき46円 ①と合わせて月4回が限度。

③麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100円(①に加算)



令和6年11月1日
エンゼル薬局
片山物産有限会社